

Locca 浄水型ウォーターサーバーレンタルご利用規約

株式会社ライフセレクト(以下「本部」といいます。)は、浄水型ウォーターサーバー(以下「本製品」といいます。)のレンタル及び本製品専用の浄水カートリッジ(以下「本商品」といい、本製品と総称して「本商品等」といいます。)の提供サービス(以下、併せて「本サービス」といいます。)を運営しています。この「Locca 浄水型ウォーターサーバーレンタルご利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、本部とお客様との間で成立する本サービスの利用に関する契約(以下「本サービス利用契約」といいます。)を規定するものです。

第1条 定義

本規約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。また、本規約の各条項(前文等の内容を含みます。以下同様とします。)において定義される用語の意義は、文脈上明白に異なる場合を除き、その他の各条項においても同一の意義を有するものとします。

- (1) 『営業日』とは、日本国の暦における土日祝休日及び本部が指定する年末年始の営業休止日を除く日をいいます。
- (2) 『利用開始日』とは、お客様が指定された本製品の初回配送予定日のうちお客様による本製品の受領が確認できたものに対応する日をいいます。
- (3) 『最低利用期間』とは、本サービスを最低限ご利用いただく必要がある期間をいい、その具体的な期間は第2条2項1号又は2号で定めるものとします。
- (4) 『停止』とは、本部が強制的に本サービスを止めることをいいます。
- (5) 『解約』とは、『申出解約』及び『強制解約』をいいます。
- (6) 『申出解約』とは、お客様が本サービス利用契約の解約を本部へ通知し、本部の定める手続きを経て、当該契約の解約をおこなうことをいいます。
- (7) 『強制解約』とは、お客様が第9条2項各号のいずれかに該当し、本部が強制的に本サービス利用契約の解約をおこなうことをいいます。
- (8) 『解約日』とは、『申出解約』の場合はお客様の解約通知を本部が確認し、かつ本部が定める手続きが完了した日を、『強制解約』の場合は第9条2項各号記載の事由が発生したと本部が合理的な理由により認めた日をいいます。
- (9) 『ご契約者様』とは、第2条1項に基づいて本サービスの利用を申し込み、かつ、第2条4項に基づいて本サービス利用契約を締結した方をいいます。なお、ご契約者様は、原則として本サービスの提供を受け、かつ、本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方とします。
- (10) 『お支払者様』とは、第5条11項ただし書に基づき、ご契約者様に代わって本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方をいいます。
- (11) 『ご利用者様』とは、第2条3項に基づいて届け出た本サービスの配送先となる方をいいます。
- (12) 『お客様』とは、原則としてご契約者様ご本人をいいます。ただし、ご契約者様とお支払者様が異なるときは、本規約中の『お客様』の表記を適宜『ご契約者様』又は『お支払者様』に読み替えるものとします。
- (13) 『無償提供品』とは、本商品のうち、本部が本サービスをご利用中のお客様に対して無償で提供するものをいいます。
- (14) 『定期配送』とは、本部がお客様に対して無償提供品を4か月毎に定期的に配送することをいい、その

具体的な定期配送の周期は第4条1項に従って決定されるものとします。

- (15) 『追加配送』とは、お客様が定期配送される無償提供品以外に臨時に本商品の購入を希望した場合に、本部が本商品を配送することをいいます。
- (16) 『代金』とは、お客様が追加配送を希望した場合に、お支払いいただく本商品の販売代金をいいます。
- (17) 『レンタル料』とは、お客様が本製品 1 台につき本サービスの利用の対価として毎月お支払いいただくレンタル料をいいます。
- (18) 『代金等』とは、お客様が本規約に基づいて支払う代金、レンタル料その他一切の金員をいいます。
- (19) 『製品変更』とは、本サービスの利用開始日より前に、お客様のご希望により、お客様が本サービスのお申込時に希望された本製品のカラーを変更することをいいます。
- (20) 『製品交換』とは、本サービスの利用開始日又は直近の本製品お届け日以降に、お客様のご希望により、納入済みの本製品をお客様の希望する別の本製品に交換することをいいます。
- (21) 『利用開始前キャンセル』とは、本サービスの利用開始日より前に、お客様のご希望により、第2条1項に基づいておこなった本サービスの利用申込みを取り消すことをいいます。

第2条 本サービスのお申込み及び契約成立

- 1. お客様は、本規約に同意の上、所定の方法により本サービスのお申込みをおこなうものとします。なお、お客様による本サービスの申込みがあるときは、お客様が本規約の全部について異議なくご同意いただいたものと取り扱います。
- 2. 本サービスの利用条件及び利用資格は以下各号のとおりとします。なお、以下各号の詳細は、本部が別途定めるとおりとします。
 - (1) 本サービスの最低利用期間は、原則として、本サービスの利用開始日から起算して3年間とします。お客様は、最低利用期間内は必ず本規約に従って本サービスをご利用いただくものとします。
 - (2) 本項1号の定めにかかわらず、同号で定める最低利用期間内又は最低利用期間を経過した場合であっても、『製品交換』があったときは、この『製品交換』の対象となる本製品の配送予定日のうちその受領が確認できた日から起算して3年間が新たな最低利用期間となります。
 - (3) 本サービスは、原則、以下のいずれかに該当する方からお申込みいただけるものとします。
 - ① 個人の場合：20歳以上の方
 - ② 事業者の場合：株式会社その他法人格を有する団体
 - (4) 本サービスの提供外地域(沖縄全域及び本部指定の配送事業者が配送指定外とする地域及び日本国外の総称をいいます。)を除いた地域で本サービスをご利用いただく必要があります。
 - (5) その他利用条件及び利用資格を定めている場合にはこれらを遵守いただく必要があります。
- 3. お客様は、本サービスのお申込時に、本部が定めたフォーマットに従い、お客様情報として本項1号に定める各項目(以下「届出事項」といいます。)及びお客様の希望する配送のルールとして本項2号に定める各項目(以下「配送基本ルール」といい、届出事項と併せて「届出事項等」といいます。)を届け出るものとします。
 - (1) 届出事項
 - ① 氏名、住所、連絡先
 - ② 決済方法(ただし、お申込みいただくお客様に応じて、以下のとおり決済方法の指定が制限されるものとします。)

(ア) 個人の場合 :クレジットカード決済のみ

(イ) 事業者の場合:クレジットカード決済、口座振替、請求書払い

③ 本製品のカラーの指定

(2) 配送基本ルール

① 本商品等の配送先の指定

② 配送先の居住形態

③ 初回配送:本商品等の配送希望日及び初回配送時間帯(ただし、お客様が事業者となる場合、初回配送時間帯の指定はできないものとします。)

4. 本サービス利用契約は、本部が本サービスのお申込みを承諾した時点で、本製品1台ごとに本部とお客様との間で成立するものとします。なお、本部の顧客管理システムへの届出事項等の登録完了をもって本部がこの承諾の意思表示をおこなったものと取り扱います。
5. お客様は、本サービスお申込みにあたり、初回登録事務手数料として本製品 1 台あたり 3,300 円(税込)を支払うものとします。
6. 本部は、お客様に対する本製品の初回発送後にお客様による本製品の受領拒否その他の事由によって本製品の受領の見込みがないと判断したときは、本条 4 項の承諾を取り消すことができるものとします。
7. 本部は、サービス提供に関する内容について、電子メール、携帯メール、SMS その他の電子的手段でお客様の電子機器やモバイルデバイスに直接ご連絡、又は公式ホームページにてご案内する場合がありますものとし、お客様はこれを承諾するものとします。なお、お客様は、これらの案内を拒否するときは、本部が別途指定する方法で届け出るものとします。ただし、お客様は、この届出があったとしても、本商品等の配送予定日に関する事項、本商品等に関する事故、本商品等の配送に対する障害となる事象の発生その他本サービスの利用にあたって必要となる連絡事項又は注意喚起を要する事象等が発生したときは、本部から連絡することがあることを承諾するものとします。

第3条 届出事項等の変更

1. お客様が届出事項等の変更を希望されるときは、以下までご連絡ください。
【事務局】Locca カスタマーセンター(以下「カスタマーセンター」といいます。)
 - お問合せ先
 - ・お電話からのお問合せ 0570-026-363
 - ・インターネットからのお問合せ cs@life-select.co.jp
 - 受付時間 10:00~18:00(土日祝日・年末年始を除く)
2. 本部に届出いただいた届出事項等に変更が生じた場合、お客様は遅滞なくカスタマーセンターに変更事項を届け出るものとします。
3. 本条 2 項の届出がないために、本部からの通知又は送付書類その他のものが延着又は不着となった場合、通常到着すべき時にお客様に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合を除きます。
4. 届出事項等の各項目の変更内容の適用は、原則、その変更を受け付けた日の翌営業日以降におこなわれるものとします。ただし、お客様が届け出た内容に不備がある場合又はやむを得ない理由がある場合はこの限りではありません。

第4条 発注及び配送

1. 本商品の定期配送は以下各号に従っておこなわれるものとします。
 - (1) 初回の定期配送予定日時: 利用開始日の属する月から起算して4か月目となる月のうち本部が任意に指定する日及び時間帯とします。
 - (2) 次回以降の定期配送予定日時: 初回の定期配送予定日時の属する月から起算して4か月目となる月のうち本部が任意に指定する日とし、以後の定期配送予定日時についても同様の周期及び方法で決定される日及び時間帯とします。
2. 本部は、本条1項によって定期配送予定日時を指定したときは、その定期配送予定日時までに第2条7項の定めに従って電子メール、携帯メール、SMS その他の電子的手段を用いてお客様に事前に通知するものとします。なお、定期配送予定日時の指定又は変更は承りません。
3. 本商品の配送は、本部指定の配送事業者がおこないます。配送事業者の指定は承りません。
4. お客様は、定期配送以外に臨時に本商品が必要となった場合、追加の配送をカスタマーセンターより注文いただけます。
5. 追加配送の注文は、カスタマーセンターの受付終了時刻を締切りとし、配送は原則として翌営業日以降となります。なお、追加配送予定日時は、本部が本商品の在庫状況及びお客様の設定する配送先を踏まえて合理的に定める日及び時間帯とし、お客様による追加配送予定日時の指定又は変更を承りません。また、本部は、追加配送の場合、その追加配送予定日時をお客様にお知らせする義務を負わないものとします。
6. 定期配送、追加配送、配送基本ルールに基づいて配送された本商品等を含むお客様のご依頼によって本部から配送された本商品等が、お客様の都合により受取未了となり本部に返送された場合、配送事務手数料として本商品1セットあたり1,100円(税込)、本製品1台あたり5,500円(税込)をそれぞれお支払いいただきます。
7. お客様は、本商品等に瑕疵(本部が定める本商品等の規格、使用条件、品質基準並びに本商品等が通常有すべき安全性、品質等を有しないことをいいます。以下同様とします。)がある場合等を除き、お届けされた本商品等を返品できないものとします。ただし、お客様は、お届けされた本商品等が注文した本商品等と異なる場合、送料本部負担にてこれらの交換・返品をおこなうことができます。
8. 配送事業者の都合又は交通事情、その他配送事業者の配送事情によりご指定の暦日、曜日又は時間帯に配送できない場合があります。したがって、本部は、お客様から指定された内容に従って配送事業者が本商品等を確実に配送することを保証しません。ただし、本部は、お客様から指定された内容に従って本商品等を配送できるよう、配送事業者に対して合理的な指導を実施します。
9. 本部は、お客様に対して、第4条1項によって決定される定期配送の周期に従って無償提供品1セットを提供するものとします。なお、お客様がある月において本商品の追加配送を希望される場合、本商品1セットあたり3,146円(税込)をお支払いいただくものとします。

第5条 利用料金及びその支払い

1. 本部による本製品の初回レンタル料の請求は、本製品の初回配送予定日のうちお客様による本製品の受領の確認がとれたものに対応する日の属する月の翌月以降におこなわれるものとし、以後、各月にレンタル料の請求がおこなわれるものとします。なお、ある月において本製品の使用日数が1か月に満たない場合であっても、日割計算をおこなわないものとします。

2. お客様は、本部に対し、追加配送の出荷実績等に基づき、別途本部が指定する代金等を支払うものとします。
3. 本部による代金の請求は、本商品の出荷時を基準におこなわれます。
4. お客様は、代金等を、別途本部が指定する決済方法ごとに指定する締切日及び支払期日に従ってお支払いいただくものとします。なお、決済時に別途の手数料等が発生する場合はお客様の負担となります。
5. 決済方法としてクレジットカード決済を選択されたお客様については、以下各号に定める利用上の留意事項を遵守又は承諾していただくものとします。
 - (1) お客様から本部の指定する決済システムの運用事業者にてご登録いただいたクレジットカード番号、有効期限が変更又は更新された際、クレジットカード事業者より事前にお客様に通知することなく、お客様の新しいクレジットカード番号、有効期限が本部の指定する決済システムの運用事業者に通知される場合があります。この場合、お客様は新しいクレジットカードにより本部に代金等を異議なくお支払いいただくものとします。
 - (2) お客様より事前にご連絡がない限り、ご登録いただいたクレジットカードより継続して代金等をお支払いいただくものとします。
 - (3) お客様がクレジットカード事業者に立替払いされた代金等をクレジットカード事業者の規約に基づきお支払いをされなかった場合、その後のクレジットカード決済がご利用いただけない場合があります。また、一度クレジットカード決済がされた場合でもクレジットカード事業者により取り消される可能性があります。
6. 事業者となるお客様のうち決済方法として口座振替又は請求書払いを選択された方については、別途本部が定める手数料をお支払いいただくものとします。
7. お客様から届出いただいた決済方法が何らかの理由により代金等の決済にご利用いただけない場合、本部の判断により本部が別途指定する決済方法に従ってお支払いいただけます。この場合、お客様が新たに決済方法を届け出たときは、本部の別段の指示がある場合を除き、この最新の決済方法に従い、お支払いが未了の代金等を含む一切の代金等をお支払いいただくこととなります。
8. 代金等のお支払いが期日を過ぎても確認できなかった場合、代金等に対して支払期日の翌日から年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただけます。また、支払期日を経過した代金等については、本部が必要と判断する対応をおこないます。
9. お客様への領収書の発行は、お客様の求めに応じて、本部が指定する方法によっておこなわれるものとします。なお、この場合、お客様は、原則、別途本部が定める費用をお支払いいただくものとします。
10. お客様が本部に対し、本規約に定めのない役務を依頼する場合、別途費用が発生する場合があります。
11. 本サービスのご利用にあたり、ご契約者様と異なる名義による代金等の決済は受け付けておりません。ただし、ご契約者様と緊密な関係にある者として本部が特に認めた場合に限り、ご契約者様と異なる方の名義による代金等の決済を受け付けます。
12. ご契約者様は、お支払者様が代金等を支払う能力を有し、かつ、ご契約者様に代わって遅滞することなく適切に代金等の全部を支払えることを表明し、保証するものとします。万が一、お支払者様が代金等の全部又は一部の支払いを遅滞したときは、ご契約者様は、以後、本部が指定する方法に従い、お支払者様によるお支払いが未了の代金等を含む一切の代金等を支払う義務を負うものとします。
13. 本部は、消費税率の改定がある場合、その改定内容に応じて代金等の消費税率を適宜改定することができるものとします。

14. 本部は、お客様によって届出された決済情報に不備がある場合、不備のない決済情報の届出があるまでは本サービスの提供（本商品等の配送を含みます。）を中止することができるものとします。

第6条 代金等の回収

1. お客様は、本規約上の規定により本部に対して支払う料金その他の債務に係る債権につき、本部が別途指定する事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対して当該債権を譲渡し、又はその債権の回収業務を委託することにつきあらかじめ承諾していただくものとします。
2. 本部及び請求事業者は、本条 1 項に基づいて債権譲渡又は債権回収業務の委託をおこなう場合であっても、お客様への個別の通知又はお客様からの個別の承諾を要しないものとします。
3. お客様は、債権譲渡先又は債権回収業務の委託先となる請求事業者が債権の回収状況等の情報を本部に開示することがあることにつきあらかじめ承諾していただくものとします。

第7条 遵守事項等

1. お客様は、本サービスのご利用にあたり、以下各号に定める事項を遵守しなければならないものとします。
 - (1) 本製品を付属の説明書並びに本部の指導に従って設置及び取り扱うこと
 - (2) 本製品を付属の説明書並びに本部の指導に従って各部位のお手入れをおこなうこと
 - (3) 本製品の水漏れに備え（本商品の差込み不良、誤った使用方法等）、床下暖房、絨毯、床下配線等がある場所への設置を避けるとともに、本製品に付属する説明書に従って適切に本製品を使用すること
 - (4) 本製品の使用にあたっては、幼児その他本製品の使用方法を適切に理解することが困難な者が容易に本製品を使用することがないように適切な注意を払うこと
 - (5) 本部に届出をせず、本製品の設置住所を変更しないこと
 - (6) 本部による事前の承諾を得ることなく、本商品等並びに契約上の地位を第三者に対する譲渡、転貸又は担保権の設定の目的としないこと
 - (7) 本項 1 号から 6 号までに定める事項のほか、本部が別途指定した禁止行為をしないこと
2. 本部は、本商品の追加配送、本サービスの『申出解約』、『製品変更』、『製品交換』、『利用開始前キャンセル』の申出、届出事項等の変更等の各種申出について、原則としてご契約者様からの申出のみ受け付けるものとします。また、本部は、お申出をされた方がご契約者様本人であるかを確認するため、合理的な措置を講じることができるものとし、お申出いただいた方はこれに協力いただくものとします。ただし、配送基本ルールの変更等については、ご利用者様からの申出も受け付けさせていただく場合があります。

第8条 本サービスの『停止』

1. 本部は、お客様の代金等のお支払いを 1 度でも確認できなかった場合で『強制解約』をおこなわずに代金等の支払いを求めることが相当であると判断した場合、本サービスを『停止』します。なお、『停止』の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するものとします。
2. 本部は、『停止』をおこなった場合、お客様の代金等のお支払いが確認できるまで、無償提供品の定期配送、本商品の追加配送その他の本サービスの提供をおこなわないものとします。
3. 本部は、本条 1 項を根拠に『停止』をおこなった場合であっても、お客様の信用状況の変化その他の事由に

より、『停止』を継続することなく第9条2項に基づいて『強制解約』をおこなうことができるものとします。

4. 本部が本サービスを『停止』した月から起算して4か月連続してお客様の代金等の支払いが確認できなかったときは、本部は、この4か月目の末日を経過した後に第9条2項9号に基づいて『強制解約』するものとします。

第9条 本サービスの『解約』

1. お客様が本サービスの『申出解約』を申し出た場合、本規約に基づいて発生する本部に対する一切の債務を本部が指定する期日までにお支払いいただくとともに、本部が定める方法に従って本部が別途指定する期日までに本製品をご返却いただきます。なお、お客様によるこれらの義務の履行を本部が確認した時点で『申出解約』の手続きは完了となります。また、本部がこの期日までに本製品の返却が確認できないときは、お客様は、第15条1項に基づいて製品補償料をお支払いいただくとともに、この期日までに発生している代金等について当然に期限の利益を喪失するものとし、直ちにこれをお支払いするものとします。
2. お客様が以下各号のいずれかの事由に該当した場合、本部は、何らの通知・催告等をせずに『強制解約』をおこなうことができます。
 - (1) お客様がお申込みに際し、氏名や住所等お客様の特定、信用状況又は本サービスの利用資格の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
 - (2) 代金等のお支払いを1回でも遅延した場合
 - (3) 本部が、定期配送や追加配送をしたにもかかわらず、本商品が本部に返送され(お客様がご不在で本商品をお受取りになられず、本商品が本部に返送された場合を含みます。)であって、かつ、本部がお客様に対して本商品の再配送の連絡をしたにもかかわらずお客様から当社の連絡に対する応答がなかった場合
 - (4) お客様の信用状態が悪化したと客観的に認められる場合
 - (5) 本部及び本サービスの提供にかかわる第三者の名誉を毀損又はその他の権利を害した場合
 - (6) ほかのお客様の迷惑となる行為があった場合
 - (7) 第7条記載の遵守事項その他本規約上の義務に違反した場合
 - (8) 本項1号から7号までの各号に類する事情により、本部がお客様への本サービスの提供を不適當であると判断した場合
 - (9) 第8条1項に基づいて『停止』をおこなった場合において、本部が本サービスを『停止』した月から起算して4か月連続してお客様の代金等の支払いが確認できなかった場合(4か月目の末日を経過した後に『強制解約』となります。)
 - (10) お客様が反社会的勢力に属し、又は反社会的勢力と関係を有することが判明した場合
 - (11) お客様又は第三者を利用して、本部及び委託先の事業者に対し、法的責任を超えた不当要求行為、詐術、脅迫的言辞、その他これらに準ずる行為をおこなった場合
 - (12) 本項1号から11号に定めるほか、その他の事由により本部とお客様との間の信頼関係が著しく破壊された場合
3. お客様は、本サービスの最低利用期間の満了日の前日中までに『解約』がある場合、お客様がお申込みいただいた本製品に応じて、契約解除料として15,000円(不課税)を支払うものとします。
4. お客様が本条2項各号のいずれかに該当するときは、お客様は、本部による格別の意思表示を要することな

く当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を本部に支払うものとします。

5. 本部は、お客様が本条 2 項各号のいずれかに該当するおそれがあると判断した場合、そのおそれが解消されるまでの間、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。

第 10 条 本製品の『製品変更』

1. お客様は、お申込時に希望された本製品の『製品変更』を希望される場合、利用開始日から起算して 5 営業日前(北海道地域の場合は 6 営業日前)までにカスタマーセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で『製品変更』をおこなうことができるものとします。
2. お客様は、本条 1 項で定める営業日を経過してから『製品変更』を申し出た場合、既に本部から本製品を出荷しているため、本部に対し、変更事務手数料として本製品 1 台あたり 5,500 円(税込)を支払うものとします。なお、お客様は、本製品を受領した後は『製品変更』をおこなうことができないものとし、この場合に本製品の変更を希望するときは、第 11 条に定める交換事務手数料をお支払いのうえで『製品交換』をおこなう必要があるものとします。

第 11 条 本製品の『製品交換』

お客様は、本サービスの利用開始日又は直近の本製品のお届け日以降に、本製品の製品交換を希望される場合(初期不良品や本部の責めに帰すべき事由によって生じた故障を原因とする交換は含みません。)、本製品受取日(現在利用している本製品の配送予定日のうちその受領が確認できたものに対応する日をいいます。以下本条において同様とします。)からのご利用期間に応じて、本部に対し、以下に定める交換事務手数料を支払うものとします。

交換事務手数料						
ご利用期間	本製品受取日より1年未満	本製品受取日より1年以上2年未満	本製品受取日より2年以上3年未満	本製品受取日より3年以上4年未満	本製品受取日より4年以上5年未満	本製品受取日より5年以上
共通	28,000 円 (税込)	21,000 円(税 込)	15,000 円 (税込)	8,000 円 (税込)	2,000 円(税 込)	無償

第 12 条 本サービスのキャンセル

1. お客様は、『利用開始前キャンセル』をご希望される場合、利用開始日から起算して 5 営業日前(北海道地域の場合は 6 営業日前)までにカスタマーセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で本サービスのお申込みをキャンセルすることができるものとします。
2. お客様は、本条 1 項で定める営業日を経過してから本製品を受領するときまでの間に『利用開始前キャンセル』を希望する場合、既に本部から本製品を出荷しているため、『製品変更』に準じて本製品 1 台あたり 5,500 円(税込)をお支払いいただくものとします。
3. お客様は、本製品を受領した後は、原則、本サービスの申込みをキャンセルすることができないものとします。なお、本サービスの利用の終了を希望するお客様は、第 9 条 1 項に基づいて『申出解約』をおこなうものとし、この『申出解約』が最低利用期間の満了日の前日中までにおこなわれたときは、第 9 条 3 項に定める契

約解除料をお支払いいただくものとします。

4. 本条 2 項及び 3 項の定めにかかわらず、本サービス利用契約に適用される強行法規においてお客様に取消権又は解除権(クーリング・オフ制度に基づく解除権を含みます。)が認められている場合であって、お客様はこれらの権利に基づいて本サービスのキャンセル又は『解約』を希望されるときは、本条 2 項で定める事務手数料又は本条 3 項で定める契約解除料をお支払いいただく必要はありません。

第 13 条 個人情報の取扱い

本部が本規約に基づいて取得するお客様(事業者となるお客様の場合は、その組織に帰属する個人を含みます。)に関する情報の利用目的、利用範囲、第三者開示の有無その他の詳細は、本部が定めるプライバシーポリシーに準拠するものとします。

第 14 条 本サービスの利用契約の移転

1. 本部は、本サービスの利用契約の契約上の地位を第三者に対して移転する場合があります。この場合、本サービスの利用に関して本部が知るお客様に関する情報は、第三者に移転するものとします。
2. 本部は、本条 1 項に基づいて契約上の地位が移転しても、お客様に対し、第三者から本サービスと同等のサービスの提供ができるように最善の努力をおこないます。
3. 本条 1 項が適用される場合、契約上の地位を移転する本部は、移転先となる第三者の名称等をお客様に通知するものとし、この契約上の地位の移転を希望されないお客様は、本部が指定する連絡先(特段の指定がないときはカスタマーセンター)宛てにご連絡いただくものとします。なお、本部がこの通知を送付してから 7 日以内にご連絡がない場合、お客様は契約上の地位の移転についてご承諾いただいたものと取り扱います。

第 15 条 損害賠償等

1. お客様は、以下各号のいずれかに該当する場合、本部に対し、製品補償料として本製品 1 台あたり 38,500 円(税込)を支払うものとします。なお、お客様から製品補償料をお支払いいただいた場合、お支払いと同時に本製品の所有権はお客様に移転するものとし、それ以降、本部は本製品に対して一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 第 7 条所定の遵守事項に反して本製品を使用することにより本製品が破損、分解、解体等された場合
 - (2) 『解約日』より 30 日以内に、本部において本製品の返却が確認されない場合
2. お客様は、本条 1 項 1 号に該当する場合であっても、修理・部品交換で本製品の正常な使用が可能となると判断した場合、製品補償料の支払いに代えて、本部が別途定める料金をお支払いいただくものとします。
3. お客様は、本条 1 項から 2 項に定める事項のほか、本サービス利用契約への違反又はその履行に起因又は関連して本部に損害を与えた場合、この損害を賠償いただくものとします。ただし、お客様の責めに帰すことができない事由によって生じた損害については、この限りではありません。
4. お客様は、本サービスの利用期間中に生じた本部に対する債務については、本部の指示に従い、本サービス利用契約の終了時まで速やかに支払うものとします。また、お客様は、本サービス利用契約が終了した時点でもなお未払いの債務があるときは、その終了後も履行の責任を負うものとします。

第 16 条 免責

1. 本部が本サービスを提供できなかったことが、以下各号のいずれかの事情によるときは、本部はその履行責任及び損害賠償責任を免れます。ただし、本サービスを提供できなかったことにつき、本部の責めに帰すべき事由があるときは、この限りではありません。
 - (1) 天災・地変等の災害を被ったとき
 - (2) 法令の制定、改廃、行政指導のあったとき
 - (3) 悪天候、交通事情等により本サービスの履行遅延が生じたとき
 - (4) 本サービスの運営が困難な重大な事由が生じたとき
 - (5) 本項 1 号から 4 号までの各号と同様の事由が生じたとき
2. 本条 1 項の事情が解消される見込みがない場合、本部は、お客様へ本サービスの提供を将来にわたって『停止』することができます。
3. 本部は、本部との間で本サービス利用契約を締結しているお客様に対してのみ本契約上の責任を履行するものとし、有償又は無償を問わず、本部の承諾なく本商品又は本製品を取得した第三者に対して何ら本契約上の責任を負わないものとします。
4. 本部は、請求原因の如何にかかわらず、本規約への違反又は本規約の履行に起因又は関連してお客様に損害を与えた場合であって、その損害の発生について本部の責めに帰すべき事由があるときは、直接かつ現実に生じた通常の損害(間接損害、逸失利益、特別損害を除きます。)を賠償するものとします。また、本部による損害賠償の額は、損害が発生した日から起算して6か月前までにお客様からお支払いを受けたレンタル料の総額(税抜)を上限といたします。
5. 本部は、本条 4 項にかかわらず、お客様が消費者(消費者契約法第 2 条 1 項の定義に従います。以下同様とします。)に該当する場合、自己の故意又は重過失によってお客様に損害を与えたときは、相当因果関係のある範囲内で、これを賠償する責任を負うものとします。

第 17 条 委託

本部は、お客様に対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、本部の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務(代金等の請求及び受領、本サービスにかかわる資料の発送、本製品の発送及び回収などの業務を含みます。)の一部を販売店その他の第三者に委託することができるものとします。

第 18 条 規約及び代金等の変更、承認

1. 本部は、お客様に対する事前の承諾の取得及び個別の通知をおこなうことなく、市場の動向及び社会情勢等その他の事情に応じて、いつでも本規約の定め並びに代金等、本サービスの内容及び条件等(以下、これらを総称して「規約等」といいます。)を適正な範囲において変更することができるものとします。ただし、ご利用いただいているお客様に大きな影響を与える変更やお客様への十分な配慮が必要となる変更となるときは、あらかじめ合理的な事前告知期間を設けるとともにお客様に対する不利益を緩和するための合理的措置を講じるものとします。
2. 本条 1 項に基づく変更は、本部が公式ホームページ([https:// locca-water.net](https://locca-water.net))への掲載その他適切と判断する方法によってお客様に対して告知することによっておこなうものとします。ただし、本部は、本条 1 項に基づく変更にあたり、規約等の変更内容に応じた効力発生日を定めるとともに、変更をおこなう旨及び変更後

の規約等の内容及び効力発生日を告知するものとします。

3. 本条 1 項に基づく変更の効力は、本条 2 項に基づいて告知した効力発生日に生じるものとします。
4. 本部は、本条 1 項に基づく規約等の変更の効力が適法に生じた場合、お客様が変更後の規約等に同意したものとみなして変更後の規約等を適用するものとします。

第 19 条 特約の適用

1. 本部は、お客様個別に特別の合意・約束(以下「特約」といいます。)をおこなうことがあります。その場合、規約等にかかわらず特約の内容が優先されるものとします。
2. 特約に記載のない事項については、すべて規約等に準じるものとします。

第 20 条 準拠法

本規約の有効性、解釈、履行等に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 21 条 分離可能性

本規約に定める条項の一部が無効とされた場合であっても、他の条項の有効性に影響を与えないものとします。この場合、この無効とされた条項は、当初に意図された経済的目的が可能な限り達成できる有効な条項に当然に置き換えられるものとし、お客様はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第 22 条 裁判管轄

本部とお客様との間で本規約に関連する紛争が発生したときは、両方で誠意をもって協議しこれを解決するものとし、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条 その他

本部は、お客様に対し、本サービスに付帯する商品又はサービスを提供することがあります。その場合、本部は、この付帯する商品又はサービスの提供条件等を本部が別途指定するウェブページに掲載するものとし、お客様はこの条件に従ってこの付帯する商品又はサービスをご利用いただくものとします。

2020 年 11 月 1 日制定

クーリング・オフのお知らせ

1. お客様がお申込み(契約)をされた場合、本書面を受領された日を含めて 8 日間は、書面を郵送又は FAX で送信することにより無条件でお申込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)をおこなうこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができます。その効力は書面を発信した時(郵送のときは郵便消印日付、FAX のときはその送信日)から発生します。ただし、お客様が自己の営業のために又は自己の営業としてお申込み(契約)をされたときは、クーリング・オフをすることができません。
2. この場合、お客様は、①損害賠償又は違約金のお支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡さ

れた商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払義務はありません。③すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額を事業者から返還します。④権利を行使して得られた利益に相当する金額の支払いを請求されることはありません。

3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフをおこなわなかった場合は、事業者から、法律に定めるクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から 8 日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。

4. クーリング・オフを希望されるお客様は、右図のようにハガキ等に必要事項(右図のハガキ見本の記載内容を参照)をご記入の上、本部あてに郵送又は FAX でお送りください。(簡易書留扱いでの郵送が確実です。)

※ FAX 送信先:03-6636-0224

※ FAX の場合は必ず宛先に「株式会社ライフセレクト宛」を記載してください。

Locca カスタマーセンター:0570-026-363

【ハガキ見本】

申込(契約)日

○年○月○日

・販売店(取次店)名

・商品名

右記日付の申込は撤回し、または契約解除します。

東京都渋谷区神宮前 1-23-26 神宮前 123 ビル

株式会社ライフセレクト 行

・ご住所

・(フリガナ)

・ご契約者様名

・電話番号